

事務事業名	養育医療給付事業				担当	健康福祉部 健康増進課 健康支援係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-81-6946		
施策名	2	子育て支援の充実				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	真岡市養育医療給付事務取扱要綱 母子保健法						☒ 単年度繰返（開始年度 平成25 年度～		
予算科目	1.一般会計		3.民生費		2.児童福祉費		3.母子福祉費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）
事業概要	養育のために医療機関に入院することを必要とする未熟児への養育医療に係る医療費の給付をすることにより、保護者の保険診療の負担軽減と乳児の健康維持及び増進を図る。 。（養育医療の給付方法） 市は、養育医療の総医療費のうち、医療保険各法によって負担される額を除いた額（2割分）を指定養育医療機関に支払う。養育医療に係る医療費の審査及び支払いについては、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等に委託して行う。養育医療の負担割合は国1/2 都道府県1/4 市町村1/4になる。								

1. 現状把握の部 （1）事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 28年度実績 給付申請書等の提出により、審査し、養育医療券の発行をする。 29年度計画 平成28年度と同様	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
	ア 養育医療給付決定件数	件	15	14	23	25	25
	イ 給付額	千円	2,649	3,012	4,341	5,020	5,600
	ウ						
	エ						
	オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 身体の発育が未熟なまま出生し、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていない乳児（1歳に満たない児）であって、医師が入院養育を必要と認めた者	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
	ア 養育医療給付対象乳児数	人	15	14	23	25	25
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 出生後、速やかに適切な医学的処置を講じられる。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
	ア 給付率	%	100	100	100	100	100
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 未熟児の死亡率や心身に障害を残す確率を減らすことができる。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
	ア 早期養育につながった割合	%	100	100	100	100	100
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						

(2) 総事業費の推移			単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	1,089	1,269	1,493	2,038	2,300
		県支出金	千円	1,014	949	1,197	1,019	1,150	
		地方債	千円	0	0	0	0	0	
		その他	千円	0	0	0	0	0	
		一般財源	千円	549	798	1,667	1,991	2,196	
		事業費計 (A)	千円	2,652	3,016	4,357	5,048	5,646	
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	
		延べ業務時間	時間	110	110	10	20	20	
		人件費計 (B)	千円	447	464	42	83	83	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	3,099	3,480	4,399	5,131	5,729	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	平成25年度から母子保健法第20条に基づき、養育医療の給付に係る権限が都道府県から市町村に移譲された。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	平成27年度までは、徴収基準月額を市が助成する場合、県の補助があった。 25年度 10/10、26年度 2/3、27年度 1/3（28年度以降は補助なし。）
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 少子化社会に対応する施策の一環として、子育て支援充実の施策に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 未熟児などに対する疾病の早期発見・治療を促すことは、市の大きな責任であり、妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 母子保健法及び真岡市養育医療給付事務取扱要綱に基づき給付しているため適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 母子保健法及び真岡市養育医療給付事務取扱要綱に基づき給付しているため向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 母子保健法及び真岡市養育医療給付事務取扱要綱に基づき給付しているため廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 母子保健法及び真岡市養育医療給付事務取扱要綱に基づき負担割合があるため削減できない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の職員で実施しており削減できない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 申請件数と給付件数が一致しており、公正・公平である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								